平成２４年（再）第４０号
福岡市南区塩原３丁目21番18号
再生債務者　株式会社西通りプリン
１　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月９日から平成24年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４１号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目６番17号
再生債務者　株式会社西通り東京
１　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月９日から平成24年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第９５号
富山県富山市八尾町深谷京ケ峰10番地
再生債務者　八尾観光開発株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済み株式全部（3600株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、下記５以下の定めにしたがって発行される募集株式の出資の履行がされた日
３　減少する資本金の額　４億5000万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、下記５以下の定めにしたがって発行される募集株式の出資の履行がされた日
５　募集株式の数　普通株式1000株
６　募集株式の払込金額　１株あたり５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定が確定した日から３か月
８　増加する資本金の額　5000万円
平成24年３月５日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第６６号
東京都新宿区愛住町19番16号
再生債務者　株式会社ハヤシビル
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第７４号
神奈川県伊勢原市鈴川37番地
再生債務者　東京化成工業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第１４３号
山形県山形市十日町１丁目１番１号三の丸ビル３階
再生債務者　株式会社アイランド
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年３月６日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画変更

平成２１年（再）第１号
大分市大字下郡1587番地の６、再生計画認可時の所在地大分市大字羽田256番地
再生債務者　株式会社阿部電気工事
１　主文　本件再生計画案のとおりに再生計画を変更する。
２　理由の要旨　平成24年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画変更案には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月６日
大分地方裁判所民事第１部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第１号
岩手県奥州市前沢区古城字千刈田181番地
再生債務者　飯坂建設株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　岩手県花巻市桜町１丁目433番地３　早池峰法律事務所　弁護士　前田　毅
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年３月７日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（再）第２号
兵庫県加古川市志方町横大路878番地
再生債務者　稲岡工業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　兵庫県姫路市南条10―４　ひめじ市民法律事務所　弁護士　平田　元秀
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年３月６日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３１０号
千葉県千葉市若葉区愛生町142番地の８
再生債務者　天野　博
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月10日から平成24年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第２６号
千葉市稲毛区園生町650番地１
再生債務者　山本　義信
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月10日から平成24年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第３９号
千葉県市原市五井西６丁目39番地19
再生債務者　鈴木　純一
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月10日から平成24年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第８０号
兵庫県尼崎市崇徳院３丁目２番地グラン・コート尼崎西207
再生債務者　樫本　和晴
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月４日から平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第３２号
千葉県船橋市三山１丁目42番１―108号
再生債務者　室本　英彦
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月12日から平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第４号
千葉県東金市南上宿37番地18
再生債務者　末吉　勇
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月12日から平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係